

獣医療補助者について

各団体における獣医療補助者等認定数等

診療施設における雇用者数

(社団法人日本獣医師会)

獣医療補助者等育成機関

海外における獣医療補助者

獣医師法第 17 条の規定について

医業について (参考)

各団体における認定数

資格の名称	認定機関	概要	認定数等
動物看護師	日本小動物獣医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・1988年～。 ・現在22校を認定。 ・毎年1回の認定試験実施。 	6,201名 (1988年～2005年) 動物病院勤務数 1040/1892 (55%)*
V T (Veterinary Technician)	(社)日本動物病院福祉協会	<ul style="list-style-type: none"> ・1987年～。 ・初期は会員病院での勤務経験年数等で認定。 ・2001年からV T認定試験制度(1～3級)開始。 ・2004年4月現在11校を認定。 	3,362名 (2001年～2005年)
動物衛生看護師 (AHT:Animal Health Technician)	日本動物衛生看護師協会	<ul style="list-style-type: none"> ・1967年～ ・専門学校の動物管理科(3年)を卒業後、資格認定試験に合格することが必要。 ・現在は短期大学も併設(3年) 	3,600名 (1967年～)
動物看護師	日本動物看護学会	<ul style="list-style-type: none"> ・2003年～ ・これまで4回認定試験実施。 	618名 (2003年～2005年)

衛生管理課調べ。

*日本小動物獣医師会調査

(参考合計数13,781名)



日本中央競馬会
特別振興資金助成事業

獣医師生涯教育(継続教育)に関するアンケート 調査報告書

<平成11年度 新疾病等防疫体制強化事業・獣医師研修指針策定検討事業>

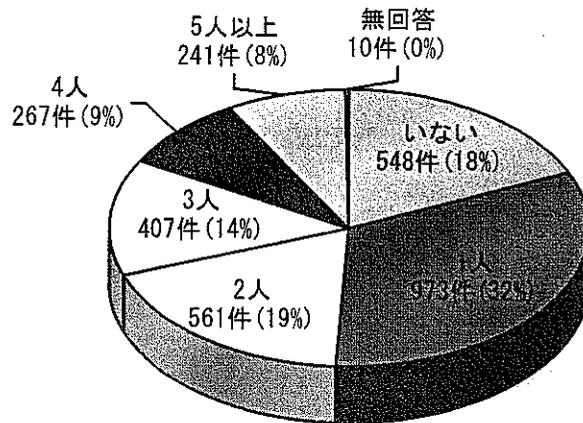
平成12年3月



社団法人 日本獣医師会

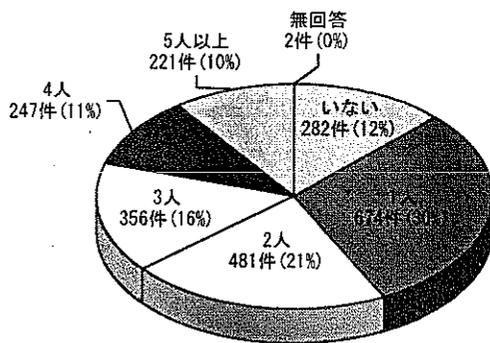
質問4：獣医師以外の雇用者(あなたの診療施設で働く家族も含みます。)は、何人ですか。

(回答数：3,007件)

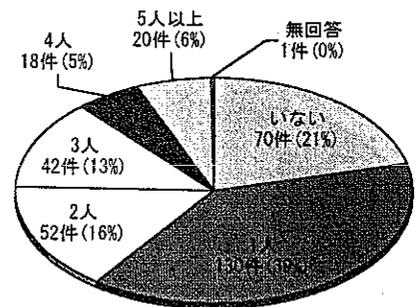


【診療対象動物別構成】

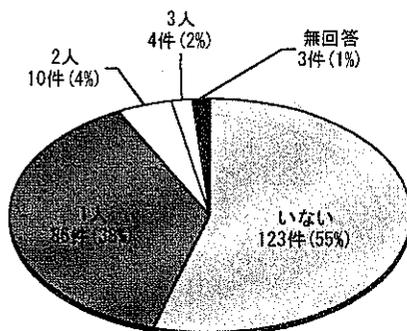
小動物専門
(回答数：2,263件)



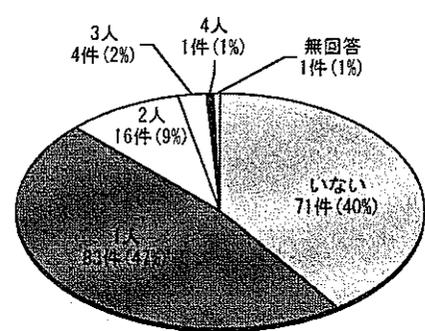
小動物主体
(回答数：333件)



産業動物専門
(回答数：226件)



産業動物主体
(回答数：176件)



質問4：この設問は、診療施設の獣医師以外の雇用者の人数について調査したものである。

回答があった3,007件の獣医師以外の雇用者数について、回答の多い順にみると、「1人」が973件(32%)、「2人」が561件(19%)、「いない」が548件(18%)、「3人」が407件(14%)であり、1人～2人を雇用している診療施設の合計が全体の過半数を占めていた。

これを、診療対象動物別でみると、小動物専門では2,263件のうち「1人」が674件(30%)、「2人」481件(21%)、「3人」が356件(16%)であり「いない」が282件(12%)であったが、小動物主体では333件のうち「1人」が130件(39%)、「いない」が70件(21%)、「2人」が52件(16%)、「3人」が42件(13%)であり、小動物系では1～3人の獣医師以外の者を約70%雇用していた。一方、産業動物専門では雇用数は著しく少なく、226件のうち「いない」が123件(55%)、「1人」86件(38%)であり、産業動物主体では176件のうち「1人」が83件(47%)、「いない」が71件(40%)で、産業動物系では約半数が雇用しておらず、「1人を雇用している」と合わせると約90%に達した。

以上の結果から、小動物系では1～3人の「獣医師以外の雇用者」を持つ診療施設が全体の約70%を占め、雇用者のいない診療施設が全体の約20%以下であるのに対し、産業動物系では雇用していない診療施設が全体の約半数を占め、1人を雇用している診療施設と合わせると全体の約90%を占めていた。

診療施設における獣医師以外の雇用者数

獣医師以外の雇用者	日本獣医師会アンケート				推定数	
	小動物施設数			人数	診療施設	獣医師以外の雇用者
	専門	主体	計(%)			
いない	282	70	352 (13.6%)	0	1,260	0
1人	674	130	804 (31.0%)	804	2,878	2,878
2人	481	52	533 (20.5%)	1,066	1,908	3,816
3人	356	42	398 (15.3%)	1,194	1,425	4,275
4人	247	18	265 (10.2%)	1,060	949	3,795
5人以上	221	20	241 (9.3%)	1,205*	863	4,314*
無回答	2	1	3 (0.1%)		-	-
	2,263	333	2,596 (100%)	5,329	9,294*	19,078

* 獣医療法第3条に基づく届出施設数

** 5人として計算

獣医療補助者等育成機関

日本動物看護学会による動物看護師の育成専門学校（学科）として選定数

北海道地区	7校	(8科)	
東北地区	8校	(10科)	
北陸地区	6校	(6科)	
関東地区	28校	(31科)	
中部・東海地区	11校	(11科)	
近畿地区	7校	(7科)	
中国・四国地区	8校	(12科)	
九州・沖縄地区	15校	(17科)	
計	90校	(102科)	(平成17年1月現在)

選定基準

講義カリキュラム

継続性など

(3年制短大(1校1科)及び4年制大学(2校2科)は含まれず)

日本小動物獣医師会認定動物看護師養成校

北海道・東北地区	7校
関東地区	8校
その他	7校
計	22校 (平成17年6月現在)

社団法人日本動物病院福祉協会認定動物看護師養成校

東北地区	2校
関東地区	3校
北陸地区	3校
その他	3校
計	11校 (平成16年4月現在)

海外における獣医療補助者

国	名称	認定団体	その他
英国	VN (Veterinary Nurse)	Veterinary Surgeon (開業獣医師組織)	認定施設（学校あるいは小動物病院）において養成し、試験を実施して資格を附与。
米国	VT (Veterinary Technician)	州の Veterinary Board	アメリカ獣医師会の認定する短期大学を卒業後、州ごとに定められ資格要件を満たした上で、州の Veterinary Board の認定。
オーストラリア		オーストラリア獣医師会	各州の技術学校（専門学校）で養成。

* Animal Specialist No.156 2003 より

獣医師法第 17 条の規定

獣医師法（昭和二十四年六月一日法律第百八十六号）

（飼育動物診療業務の制限）

第十七条 獣医師でなければ、飼育動物（牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫、鶏、うずらその他獣医師が診療を行う必要があるものとして政令で定めるものに限る。）の診療を業務としてはならない。

獣医師法施行令（平成四年八月七日政令第二百七十三号）

（飼育動物の種類）

第二条 法第十七条 の政令で定める飼育動物は、次のとおりとする。

- 一 オウム科全種
- 二 カエデチョウ科全種
- 三 アトリ科全種

* 「診療」とは、飼育動物の疾病の診察、治療が中心となるものの、必ずしもそれに限らず、獣医師の獣医学的判断及び技術をもってするのでなければ、飼育動物に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある一切の行為を意味するものと解される。

医業について

医療行為を行う資格

医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、救急救命士、理学療法士、作業療法士、柔道整復師、薬剤師等

「絶対的医行為」 = 医行為のうち医師が常に自ら行わなければならない高度に危険な行為

例：診断、診断書・処方せん等の交付、手術、（気管挿管もしくは）気管カニューレの挿入・設置・除去、看護師等への指示

「相対的医行為」 = 医師が他の医療従事者に行わせる行為（医療従事者の能力を勘案し医師が判断する）

具体的指示を要する例：静脈採血、心電図、与薬（経口、経鼻、経皮、膀胱内）、注射（皮下、筋肉、静脈）、点滴の交換、生命維持管理装置の操作、放射線の照射、眼底写真撮影、等

包括的な指示による医行為例：安静度、食事制限、理学療法、浣腸、経管栄養管理、バルーンカテーテル交換、膀胱洗浄、導尿、人工肛門管理、吸引、ネブライザー、包帯交換、褥そう管理等

医師の指示を必ずしも要しない医行為例（包括的指導監督は必要）：バイタルサイン（脈拍、体温、呼吸数、血圧）の検査、採尿、褥そう予防、内服薬管理

* 厚生省平成元年度厚生科学研究「医療行為及び医療関係職種に関する法医学的研究」より抜粋

関連法規

医師法

(昭和二十三年七月三十日法律第二百一号)

第十七条 医師でなければ、医業をなしてはならない。

第十八条 医師でなければ、医師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

保健師助産師看護師法

(昭和二十三年七月三十日法律第二百三号)

第二条 この法律において「保健師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者をいう。

第三条 この法律において「助産師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じよく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子をいう。

第五条 この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

第六条 この法律において「准看護師」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、前条に規定することを行うことを業とする者をいう。

第二十九条 保健師でない者は、保健師又はこれに類似する名称を用いて、第二条に規定する業をしてはならない。

第三十条 助産師でない者は、第三条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

第三十一条 看護師でない者は、第五条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

2 保健師及び助産師は、前項の規定にかかわらず、第五条に規定する業を行うことができる。

第三十二条 准看護師でない者は、第六条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

第三十五条 保健師は、傷病者の療養上の指導を行うに当たつて主治の医師又は歯科医師があるときは、その指示を受けなければならない。

第三十七条 保健師、助産師、看護師又は准看護師は、主治の医師又は歯科医師の指示があつた場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、医薬品について指示をしその他医師又は歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。ただし、臨時応急の手当をし、又は助産師がへその緒を切り、浣腸を施しその他助産師の業務に当然に付随する行為をする場合は、この限りでない。

第三十八条 助産師は、妊婦、産婦、じよく婦、胎児又は新生児に異常があると認めたときは、医師の診療を求めさせることを要し、自らこれらの者に対して処置をしてはならない。ただし、臨時応急の手当については、この限りでない。

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律

(昭和三十三年四月二十三日法律第七十六号)

(定義)

第二条 この法律で「臨床検査技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床検査技師の名称を用いて、医師の指導監督の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査及び政令で定める生理学的検査を行なうことを業とする者をいう。

2 この法律で「衛生検査技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、衛生検査技師の名称を用いて、医師の指導監督の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査を行なうことを業とする者をいう。

(名称の使用禁止)

第二十条 臨床検査技師でない者は、臨床検査技師という名称を使用してはならない。

2 衛生検査技師又は臨床検査技師(第八条第一項の規定により臨床検査技師の名称の使用の停止を命ぜられている者を除く。)でない者は、衛生検査技師という名称を使用してはならない。

(保健師助産師看護師法との関係)

第二十条の二 臨床検査技師は、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三

号)第三十一条第一項 及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として採血(医師の具体的な指示を受けて行なうものに限る。)及び第二条第一項の政令で定める生理学的検査を行なうことを業とすることができる。

- 2 前項の規定は、第八条第一項の規定により臨床検査技師の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令

(昭和三十三年七月二十一日政令第二百二十六号)

(生理学的検査)

第一条 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項の政令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。

- 一 心電図検査(体表誘導によるものに限る。)
- 二 心音図検査
- 三 脳波検査(頭皮誘導によるものに限る。)
- 四 筋電図検査(針電極による場合の穿刺を除く。)
- 五 基礎代謝検査
- 六 呼吸機能検査(マウスピース及びノーズクリップ以外の装着器具によるものを除く。)
- 七 脈波検査
- 八 熱画像検査
- 九 眼振電図検査(冷水若しくは温水、電気又は圧迫による刺激を加えて行うものを除く。)
- 十 重心動揺計検査
- 十一 超音波検査
- 十二 磁気共鳴画像検査
- 十三 眼底写真検査(散瞳薬を投与して行うものを除く。)
- 十四 毛細血管抵抗検査
- 十五 経皮的血液ガス分圧検査
- 十六 聴力検査(機器を用いるものであつて厚生労働省令で定めるものに限る。)

救急救命士法

(平成三年四月二十三日法律第三十六号)

(定義)

第二条 この法律で「救急救命処置」とは、その症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が危険な状態にある傷病者(以下この項及び第四十四条第二項において「重度傷病者」という。)が病院又は診療所に搬送されるまでの間に、当該重度傷病者に対して行われる気道の確保、心拍の回復その他の処置であって、当該重度傷病者の症状の著しい悪化を防止し、又はその生命の危険を回避するために緊急に必要なものをいう。

2 この法律で「救急救命士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者をいう。

(業務)

第四十三条 救急救命士は、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として救急救命処置を行うことを業とすることができる。

2 前項の規定は、第九条第一項の規定により救急救命士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。

(特定行為等の制限)

第四十四条 救急救命士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生労働省令で定める救急救命処置を行ってはならない。

2 救急救命士は、救急用自動車その他の重度傷病者を搬送するためのものであって厚生労働省令で定めるもの(以下この項及び第五十三条第二号において「救急用自動車等」という。)以外の場所においてその業務を行ってはならない。ただし、病院又は診療所への搬送のため重度傷病者を救急用自動車等に乗せるまでの間において救急救命処置を行うことが必要と認められる場合は、この限りでない。